

余金の**20分の1以上**を翌事業年度に繰り超さなければなりません。なお、企業組合、
商工組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除し
た後でなければ配当できないこととなっています。

2. 定款変更の認可申請

事業の追加、役員定数の変更など通常総会において定款変更が議決された場合は定
款変更認可申請書を作成し、中央会を經由して所管行政庁へ提出し、認可を受けるこ
とが必要です。内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合も
ありますので、議案として総会に提出する前に中央会にご相談下さい。総会決議後に
問題が生じ、認可申請提出が出来ないケースもあります。

3. 登記申請

〈法に規定する登記事項〉

①代表理事変更

総会で役員選挙があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に
代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、代表理事が再選された場
合でも、登記申請をしなければなりません。また、代表理事が変更になった場合、
改印届は申請書と同時に提出して下さい。

②名称、地区、公告の方法の変更

行政庁からの認可書到達から2週間以内に登記しなければなりません。なお、名
称の登記を申請する場合は、類似の名称が、同一市町村において、すでに登記され
ている場合、または、法令によって使用禁止されている場合は、登記できないので
注意して下さい。

③事業の変更

事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添
付が必要です。

④出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後に4週間以内に法務
局に変更登記をしなければなりません。添付書類として「監事の証明書」が必要です。

⑤事務所移転

主たる事務所を同一市町村内に移転したときは、現実に移転した日から2週間以内
に登記しなければなりません。また、同一市町村外に移転する場合は、定款変更を行
い、行政庁からの定款認可書到達から、2週間以内に登記しなければなりません。

※登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

【登記に関する問合せ先】

〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方法務局
TEL.023-625-1321 (代表)